

平成27年度 第2回静岡県国土利用計画審議会

1 日 時：平成28年1月22日（金）15時00分～16時30分

2 場 所：静岡県庁本館4階特別会議室

3 出席者：13名

4 議 事：

（1）審議事項

- ・平成27年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について

（2）報告事項

- ・平成27年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について
- ・第五次静岡県国土利用計画策定スケジュールについて

5 配布資料

- ・次第、委員名簿、配席図
- ・【資料1－1】平成27年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について
- ・【資料1－2】平成27年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について（説明用資料）
- ・【資料2－1】平成27年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について
- ・【資料2－2】平成27年度森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について（説明用資料）
- ・【資料3】第五次静岡県国土利用計画策定スケジュールについて（平成27年度～28年度）
- ・参考資料－1 静岡県国土利用計画審議会条例
- ・参考資料－2 国土利用計画審議会における会議の公開実施要綱

【司会】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第2回静岡県国土利用計画審議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

委員の皆様方の出席状況についてご報告をいたします。本日は当審議会委員20名のうち13名の皆様のご出席をいただいております。静岡県国土利用計画審議会条例第7条第3項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、本日の審議会は、国土利用計画審議会における会議の公開実施要綱に基づき公開いたします。本日は一般の傍聴者の方はお見えにはなっておりません。

それでは、審議会開会に当たりまして、企画広報部長からご挨拶を申し上げます。

【部長】 審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、委員の皆様方にはご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本年2回目となります本審議会は国土利用計画法に基づきまして、県の国土利用計画や土地利用基本計画につきまして、ご審議をいただくことを目的として設置をしているものでございます。今回の議題は、土地利用基本計画図の一部変更について、ご審議をお願いするものでございます。

さて、昨年8月に、国土形成計画に合わせまして、国土利用計画の全国計画が閣議決定をされました。新たな国土利用計画の中では、3つの基本方針を掲げてございます。まず1点目が「適切な国土管理を実現する国土利用」、2点目として「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、3点目が「安全・安心を実現する国土利用」でございます。この基本方針に基づきまして、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成するというところで、新たな全国計画がスタートをしております。

県におきましても、この全国計画の改定を踏まえまして、県の国土利用計画の策定作業を進めております。本日は、計画策定のスケジュールにつきましてもご報告をさせていただきます。

限られた時間ではございますけれども、各委員の皆様方におかれましては、十分にご審議をいただきますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【司会】 それでは、以後の議事進行につきましては、審議会条例の定めにより、会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【会長】 皆さん、こんにちは。今年度2回目で、この前、開催したのは随分前になりまして、年2回というのは大概忘れるころ、また開催ということになります。ぜひまた今日もよろしくお願いを申し上げます。

私、実は県の別の審議会のときにも申し上げたのですが、原案のとおりで全然意見がなくて賛成だったら集まる必要がないと、今の時代は、通信でもって「異議なし」とやってしまえばいいので、ところがこうやって審議会で集まるというのは、顔を合わせて意見を交わすところに集まる意味があると思うのです。ぜひこの場の活用をいただきたいということが1点。審議会ですから、審議して結論を出さなくてはいけないので、結論を出すときにはこちらその旨を申し上げますので、ぜひ結論を出すというところにおいては、皆さんが意見の集約をするようにご協力いただきたい、このように思います。

今日は1件が審議事項、2件の報告事項がありますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事に入ります。最初の審議事項でございますけれども、静岡県土地利用基本計画図の一部変更案です。事務局から説明をお願いします。

＜土地利用基本計画図の一部変更（案）について事務局より説明＞

【会長】 ご苦労さまでした。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。いかがですか。それぞれ、自分の近くで詳しい人がこの中にはきっといると思いますから、もしもそういう意味を込めてのご意見でも結構でございますから。

ご意見、よろしゅうございますか。いいですか。

ご意見はないようでございますから、この一部変更につきましては審議会として「意見なし」ということでよろしゅうございますね。ありがとうございました。では、この内容で県に答申をするということにさせていただきます。

では、次に移ります。報告事項が2件ございますので、その2件につきましてお願いします。

＜森林地域の縮小に係る林地開発許可案件について事務局より説明＞

【会長】 ありがとうございます。

これらのいずれもこれから先に協議案件として出てくる話ですか。

【事務局】 そうです。

【会長】 それを事前に皆さんに、今、進んでいますよということで報告をいただいたということでもいいですね。

【事務局】 そういうことでございます。

【会長】 ありがとうございます。

ということで、相当の件数が、今、既にスタートしているのですけれども、この次に案件として出て、これは来年度になるのですか、もっと後になるのですか。

【事務局】 来年度、終わるものもありますけれども、それから以降、29年度、一番長いものと32年度。残土の埋め立てする場所は全部で20万m³ぐらい土を埋めますので、32年度まで予定しているものがあります。それぞれの事業が完了して、縮小する森林の範囲が確定した段階で、審議案件という形で審議をいただきたいと考えております。

【会長】 いつも皆さんから、その話は、全部、けりがついちゃっているのを今さら審議して何ですかという的な意見が実は多かったのですね。それで、少し事前に、プロセスの中の一部分を出してくれている、そう理解してよろしいですね。

【事務局】 そういうことです。

【会長】 ご意見ございますか。

【委員】 何の話もしないというのもあれだなと思うのですが、事務局のほうで事前にいろいろなものの情報を出してくださって、だんだん見えてくるというところは、すごくわかりやすくなってきたなと思います。ただし、国の国土利用の方針が出て、国土の管理だとか美しい景観を維持して、また活用するというような言葉が入ってきたときに、やはり電力の自由化とかそういうことで、森林が、ソーラーの土地になっていく。20年後には返ってくるとはいつても、どこまで責任を持ってくれるのかなど。事業的には、うまくいっていればそれなりにきちんと対応してくださると思うのですが、売電価格もだんだん安くなってきてしまう中で、大丈夫かしらというところ。

そうなって返してくれたときに、実は企業がつぶれちゃって、現状のまま、もうないそでを振れなくてそのままで申しわけないですねで済むかといったら、県民としては済まない。何とかそこを、もし補修しなければいけないといたったときには、やはり県費が出てきてしまう。そうなったら、なる、ならないはその事業者の努力なのだけれども、こちらと

して何らかの担保が欲しいなということが、今度の第五次国土利用計画とか、また違う条例の中で話ができないかなというのを思っています。

というのは、一遍にお金をよこせというのは事業的に難しいのであれば、毎年、ちょっとずつ積み立てをして、20年後にきれいに返してくれるのだったら、それはあなたの貯金ですという形でそのまま返してあげる。でも、それができないのだったら、その担保で県として責任を持ってちゃんとした土地にして元に戻していくという新しい仕組みがないと、27年度もたくさんソーラーが出ている。新しい事業ということで、この事業が軌道に乗ればいいのですけれども、そのあたりがすごく不安。

20年後といいますと、ほんとうにどういう情勢になっているかわからないし、この審議会ですらやって、審議をした私たちも生きていくかどうかクエスチョンなので、誰も責任を結局とらないという話になりかねないので、何かしらちゃんとできる仕組みをうまくつくっていただけないかなと思います。

【事務局】 今の話につきましては、第1回目の審議会のときも委員のほうからお話しいただきまして、なかなか行政として企業活動そのものの担保性を確保するというのは非常に困難であるというふうに思いますけれども、ただ、開発行為であるとか復元行為、そういったものを適正に遂行させるための指導監視、そういった効果的な仕組みをしっかりとつくっていくことは、当然、重要になるかと思えます。

これと合わせて、委員がおっしゃられるように、ある意味、開発行為のデポジット性の話だと思うのですけれども、事前に一定の金額を担保しておいて、例えば計画そのものが頓挫というか休止せざるを得ない状況になった場合であるとか、あるいは完了した段階に適正のその復元工事がなされなかった場合にそれを活用するという方法も1つ、仕組みとしては考えられるかと思うのです。

国内ではなかなか事例が少ないかと思うのですけれども、国外の事例等も国土利用計画の改定作業の中で検証、収集等を行っておりますので、そういったところを踏まえて、今後、実現可能性について、国土利用計画の改定の中でまた検証をしてみたいと思っております。

【会長】 自然を相手の話なので、復元というのは一番望まれる感じなのですが、例えば保険制度が、世界にあるかどうか知りませんが、そういうものを探してみるとか可能な方向があるのかもしれないですね、私も考えていますが、これについて、どなたか、詳しい方がいたら。

【委員】 詳しくはないですが、価格の問題があってわからんですね。シェールガスがいけるぞと言っていったら、今度はそれをたたきつぶすように原油が落ちていった。原油が負けるから、落とすだけ落としてシェールガスを潰せるかと思ったら、そうはならない。そんなのも片方のほうにある。そういう中で、今、まだまだ原油が落ちていくというような状況の中で、着々と自然を使った電力開発、流れは正しいですね。商売になるか、ならないかというのはわからないので、さっきおっしゃったように、もしかしたら頓挫するところもゼロではない。

とは言いながら、やはりこういうエネルギーを使っていかなきゃいけないということは1つの方法としては間違っていないので、やはりいろいろなことを常に考えながら、投げっぱなしではなくてやっていくというのがいいじゃないのですかね。担保するのは難しいですね。

【会長】 難しいですね。

【委員】 私から1つ、前もここで言ったような気がするのですがけれども、景観とか残土の利用とかは大変配慮していただいてありがたいと思うのですがけれども、生態系がどうなるか、ちょっと心配にはなるのですがけれども、そんなもうキラキラしたものができて、人間の目には見えないのですがけれども動物の目には見えるわけで、反射だとかいろいろありますから、そんなこともどこかでちょっと考えておいていただければ。面積的にはそう大きくはないのですがけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

【事務局】 生態系等については、環境アセスメントの中で所定の基準以上の開発行為については適正な調査を行うということになっています。ただ、それ以外の場合であっても、その地域でこういったものの生息が認められるといったような状況がある場合については、しっかりと事前確認した上で開発行為を行うべきという形で森林等の開発等についても指導しておりますので、そういった生態系に配慮した対応等についても、委員のご指摘のとおり、適切に対応してまいりたいと考えています。

【委員】 先ほどお話があった件に、ちょっと重複するかもしれませんが、時代とともに土地の利活用というのはさまざま変化していくのだと思います。使用目的が終わった時点で、永遠というのはあり得ないので、いつか必ず終わりが来るときに、そのときに先ほど復元については最大限の努力をする、その話はまことにごもつともだと思いますし、何となく復元という言葉の中には、私は実は山林所有者としての一員でもございます。植えて、そうすると、もう復元という言葉の中には、植えると次の年にはもうすべてその周辺

環境が戻ったような、何となく錯覚を受けるのですけれども、森林を植林して、下刈りをして、1本の木にして、間伐をして、全体の環境を取り戻すには相当な年数がかかると思っております。

その地域が、例えば利用が終わりました、復元をしたということで、やはり多面的機能が復元をされて、安全性が、その環境が戻るといふことまで地域を、特に行政、あるいは地元の基礎自治体か何かにおいてか、どういうシステムかわかりませんが、それを災害が起きない、例えば集中豪雨が起きて、1年、2年植えた翌年に、大きな集中豪雨が来てしまって、30年、50年あった森林であれば保水性が保たれて災害が防げたかもしれないけれども、利用したために、そしてまた植林の年数が浅いためにってしまったというような危険性のリスクを背負うわけですので、ぜひとも監視体制はそのところを、復元をしました、終わりましたではなくして、やはり行政として、あるいは何だかの制度設計をしていくのが、そういう監視体制をぜひ構築していただければなと思う。

【事務局】 森林であるとか農地を開発した場合については、当然、従前に比べて雨水等の流出率が上がりますので、当然、降った水が一気に流れ出すという状況が懸念されます。ですから、森林農地を開発した場合は、調整池等を設置しまして、例えば森林、あるいは農地の植栽等が終わって保水機能が高まるまでの間は、その調整池によって下流域への流量調整を行うといった形の防災体制を講じるという形で行っております。

ただ、その施設が適正に機能しているかどうかということ、委員がおっしゃるようにしっかりと監視していくということが重要になりますので、特に林地開発につきましては、農林事務所のほうで、農地、森林が一体となって、毎年、特に6月の雨の多い時期の前、梅雨どきの前に、防災監視ということで森林パトロール、あるいは開発行為のパトロールを行っています。特に林地開発行為につきましては、向こう5年間は査察という形で、抜き打ちで現地の点検等も行っておりますので、そういった監視体制の中で開発した行為が、その後、植栽が適正に生育するまでの期間につきましてはしっかりと監視をしながら、もし不適切な行為等があった場合には指導しながら、適切な措置が講じられるように対応してまいりたいと考えています。

【委員】 単発的にこの森林地域の縮小ということで太陽光発電の話が出てくるのですけれども、県土全体で太陽光の関係の動向ですとか、これまでの設置の状況ですとか、そういうのを全体、取りまとめをされたような、そういう取り組みはされているのでしょうか。全貌を把握しながらすることが最初にベースにあって、その動きの中で見えてくるも

のもあるのではないかと、今、お話を伺って感じました。そういう意味で、全体そのものを取りまとめたり、見える化、きちっと整理するということがベースとしてあっていいのかなというのが1点あって、そういうものがあるのかどうか。もしないようならば、最低限、取りまとめをしておくことが望まれるのではないのかなと、今、お話を伺って思いました。それが1点。

もう1点は、いろいろな人からリニアのことで、やはり残土処理が生じてくるのだけれども、あれは一体どうなっているのかしらというまことに素朴な疑問を、お一方でなくて何人かから聞いたりするものですから、そういうものの動きはここでは把握されるのでしょうかとか、その辺、もしわかることがあれば結構ですので教えていただければ。そういうのがあった場合にどういう動きになるのかというところを。

【会長】　　まず1つ目の、あれはどこが集計するのですか。

【部長】　　エネルギーの関係は、企画広報部でやっています、太陽光発電の発電量がボリュームについては把握しています。今回、国土利用計画審議会にかけさせていただいているのは森林区域の縮小で、いきましようということですがけれども、既に計画策定される都市区域の中で、遊休地を活用して大きく太陽光発電をしている、それを展開しているところもありますので、そういう部分を正確に面積として把握しているかというのは、私自身が手元にありませんけれども、発電量、ボリュームとしての量については把握しています、大体、100万キロワットぐらいの発電量になっています。

太陽光に対して、今後、どういうふうに取り組んでいくかという点を若干お話させていただくと、東日本大震災後の原子力発電所の事故から、計画停電とかさまざまありまして、一極集中型の発電施設の中で地域のエネルギー、電力を賄おうとすると、何か事故があったときに非常に困るということで、地域ごとで発電できる、供給できるエネルギーを、小規模でも分散型で持つほうがいいのだろうという方針を県の総合計画の後期アクションプランの中にも入れています。そのことを称してエネルギーの地産地消と言っています。地域で開発し効率的に地域で使うということを目指しておりますので、今後とも、太陽光発電を進めていくということについては県の方針として持っています、今、100万キロワット近く持っている太陽光については、今後、5年間でさらに倍増させるというところ、200万キロワットを目指しております。

その柱となるのが、こういう森林区域を縮小して、太陽光、ソーラーを入れようという、いわゆる国の電力買い取り制度に申請をし、事業化をしなければならないと決められ

た期間、ぎりぎりになってきて、一生懸命、今、事業者が整備をしているという事業が相当数ございます。例えば富士山麓の周辺での整備については景観等に配慮をするようにという地元の条例であったりもしたりとか、そういう中で対応しているのですが、委員からご指摘がありました点については、また私のほうでもちょっと面積とか、市外区域の中なのか、森林区域の中なのかというのは少しまた整理をして、土地利用の観点からもエネルギーの部分をどういうふうにしていくのかというのは検討をさせていただき、また次回の審議会の中で資料が提出できるようでしたら、そのようにしていきたいと思っております。

リニア新幹線の残土に関しましては、環境保全、自然環境の保全という意味で審議をされております。大変申しわけございませんけれども、所管が、くらし環境部というところで、環境アセスメントであったり、その開発についての環境面からの指摘をするところで、残土の話、トンネルの影響による水害の話という点については、常に県、市も、JR東海の持っている計画に対する意見書を出しながら、現実的に昨年末でしたか、リニアの工事が着工されておりますので、個々、その進捗の中で、それぞれのゾーンのチェック機能を働かせながら自然環境を守っていく、そういう取り組みが続けられるものと信じております。

【会長】 ありがとうございます。

部長から、今、話がありましたように、ボリュームの問題で、分母がわかんないのだけれども、100万が分子だね。県全体として、これ、マキシマムで何万キロ、電気が必要なのですか。

【部長】 すみません、今、手元に直接資料がないのですがけれども、エネルギーの地産地消という意味で、エネルギーを静岡県内で最終消費をする量に対しての地産エネルギーというか、太陽光だけではなくて、再生エネルギーを中心として、小水力であったり風力であったり、さまざまなものをあわせたもので20%強ウエートをとれるように目指しています。

【会長】 目標だよ。今おっしゃった100万というのが、全体のボリュームに対して何%ぐらいの割合なのですか。

【部長】 最終エネルギーと、県内で消費されているエネルギーに対して現状で9%ぐらいです。

【会長】 9%ぐらいね。

【部長】 その主軸が太陽光ですがけれども、太陽光プラス小水力であったり、風力であ

ったりというのを足し込んで、全てで9%です。

【会長】 9%ね、なるほど、わかりました。

【部長】 ですので、太陽光、その主体ではありますけれども、6%ぐらいなのですかね、9%の内数です。

【会長】 ありがとうございます。また全体の面積がどれぐらいになるかというの、これも、どういうとり方、面積というの、もしわかったらまた次回にでも。

【部長】 大規模なソーラーについては拾えると思いますので。

【会長】 お願いします。せっかく意見が出てきました。

【部長】 メガソーラーですと、大体、そういう計画は全部把握していますので大丈夫です。住宅の屋根とか、そこまではないです。

【会長】 そうなるとね。ありがとうございます。

それから、リニアの話も、なかなか時点が違っちゃうといろいろ出しにくいと思いますけれども、ここにいる皆さん方はやはりそのことに興味を持っているに違いないですから、また次回にでもその資料が出たら結構です。そうしてください。

【事務局】 リニアの残土については、JRのほうで幾つか残土処分地の候補地をセレクトしまして、実際、残土そのものがどの程度出るかという全体のボリュームを把握した上で、それがどれだけの場所で受け入れられるのか、あとは、実際、運ぶための経費もありますので、そういったところも総合的に勘案して、今、幾つかの候補地の中で検討している。

ただ、その情報が県レベルまで来ているかどうか、わかりませんが、ちょっと状況確認だけさせていただいて、情報提供できるものがあれば、先ほどの件と合わせて報告させていただくという形でさせていただきたいと思います。

【会長】 あと、よろしいですか。

【委員】 意図は、今、おっしゃるように、太陽光発電は大事なことで、これから広げていかなきゃいけない。でも、その広げる場所としてどっちの方向に行くのかなとか、そういう動向、ほんとうに市街地に近いところで発電してそのままその近くで消費していただくというのが理想としてあるだろうけれども、現実には、こういうちょっと距離のある場所で太陽光がつくられていくということを考えたときに、土地価格の問題とかがあって、今から倍にしようとなると、基本的に対象はやはりそっちが民間の感覚としてはターゲットになるのだから、そのときに、今の9%を20%、全部、そっちのほう主体でいく

のかしらという、そのちょっとしたクエスチョン。

【会長】 そのとおりですね。質問の意図はそこにあると思います。

【委員】 その意図はそういうところにあります。

【部長】 メガソーラーとしてこういう開発を考慮しているのは、やはり民間の事業者が採算性というか、買い取り価格と整備コストの差で考えることなのですけども、県のほうとして進めたいなと思っているのは、静岡県、日照時間が非常によく太陽光に適していると考えていますけれども、住宅への太陽光発電設備の設置割合がまだ5%なのです。

【会長】 そんなもんですか。

【部長】 最近の新築建て売りですと、半分以上はパネルがついたものですけども、今後、リフォームであったり、既築の建物に太陽光を設置する余地というのは相当まだあるなと思っていますので、決して大きく開発をしてメガソーラーで数を増やすだけではなくて、通常の住宅の屋根とか、倉庫とか、県有の施設の屋根貸しとか、さまざまな点で増やしていこうかなと思います。

【委員】 この建物もやっているのですか。この建物もソーラーをやっていますね。

【部長】 はい、ここの屋上でやります。

【委員】 そうしたら、電力を賄っている？

【部長】 微々たるもので、どちらかというモデル的につくったのがこの本館の上には少し乗っています。屋上緑化と太陽光発電とはちょっとモデル的に上に乗せています。

【会長】 ほかにいかがですか。よろしいですか。

ありがとうございます。この件につきましては、以上の内容でございまして、次に移ります。

次の第五次国土利用計画の策定スケジュール。

＜第五次静岡県国土利用計画策定スケジュールについて事務局より説明＞

【会長】 スケジュールにつきまして、何かございますか。

来年は3回審議がある、例年は2回ですよ。

【事務局】 基本的には1回ですが、今年は自然公園区域の変更で、どうしても第1回目のタイミングで必要だということで。

【会長】 わかりました。ありがとうございました。

本日の予定したものは以上ですけれども、私、司会を、今日してしまして、ちょうど委員から太陽光発電の面積の問題とか量の問題が出て、部長から全体の20%ぐらいやって、今、9%ぐらいですという話を聞いたときには、でも、事によったらこの会議が、今の話は審議する案件じゃないですから、審議事項じゃないのです。けども、そういう、全体として、うちの県はエネルギーも大切だし、なんだけど、実際、それを県土がどういふふうに使ってそういう問題を解決していくのだろう、そういうことはとても、長いこと、議長をしていて、やっとなある種のそういう議論の、そういうところにたどり着いたなという感じが、正直しました。

ほかの案件で、審議事項で出てくるのは、もう各部局で目いっぱい詰め切っているのです。相当いろいろな審議部門で、私は、今、市町の首長をしているけれども、土地利用については県の人たちがうるさくてしょうがない。要は市町が簡単に良いといっても、県の人たちはそう簡単にイエスとは言わないです。それくらい、結構。そうやって詰め切ったものがここへ来ますので、先ほど来、述べている個別の審議事項というのは、とても中でぎちぎち詰めてあるのです。そこを、今、ここまで来たときに、みんなの意見一致でそれはノーというのは、よほどの理由が明確でないとなかなかノーと言うことが現実的に。

そうすると、先ほど言ったエネルギーの問題で、一体、うちの県はどこまで太陽光発電をどういう場所で大ざっぱに言ったらやっていく方向なのかなとか、あるいはこれに似た面はほかにもたくさんあるような感じがする。そういうことをやはり私は来年度に、計画をつくりながらそういう話も随所に出てくれば、とても有意義だなという感じが、個人的な感想ですけれども、いたします。

以上でございます。ありがとうございます。

【司会】 それでは、審議会を閉会するに当たりまして、企画広報部長より、一言申し上げます。

【部長】 ご審議、ありがとうございました。会長には審議会運営にご尽力をいただきましてありがとうございました。いろいろなご意見いただいたとおり、ほんとうにおっしゃられるとおりで、こういう場でいろいろなお話をすること、しっかりと資料を持ってくればよかったのですが、できませんすみません。

先ほどちょっとご意見があった中で、昨年8月には確定をされた新たな国土計画、全国計画の中に、例えば3つの柱と言いました中の「適切な国土管理を実現する国土利用」と

いう中に、大規模太陽光発電などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水環境、景観等にも影響を与えることが、土地利用の転換は慎重な配慮のもとで計画的に行うことが重要である。さらには、「複合的な施策の推進と国土の選択的な利用」というところには、人為的に管理された土地は、放棄されれば自然に戻らず荒廃する可能性もあることから、国土を荒廃させない取り組みを進めていくことが一層重要となるというふうに記載をされております。

考え方はまさにそういうことでありまして、これからつくります県の国土利用計画、改定をするものについてもこの理念を入れることとご指摘がありましたが、それを担保するような仕組みを何とか組み入れたいと考えておりますので、引き続き、よろしく願いいたします。

本日はまことにありがとうございました。

【司会】 それでは、以上をもちまして、平成27年度第2回静岡県国土利用計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

— 了 —